

議案第183号

福岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和2年9月4日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、地方税法の一部改正に鑑み、国民健康保険料に係る延滞金の割合の特例に関する規定について所要の改正を行う等の必要があるによる。

福岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例

福岡市国民健康保険条例（昭和34年福岡市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第19条の3第2項中「納入しない」を「納付しない」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

附則第34項中「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改め、「当該年の前年に」を削り、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。ただし、第19条の3第2項の改正規定（「納入しない」を「納付しない」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の福岡市国民健康保険条例第19条の3第2項及び附則第34項の規定は、延滞金のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。